

報告事項ク

県指定無形文化財「木工芸」の保持者認定解除について

県指定無形文化財「木工芸」の保持者認定解除について、別紙のとおり報告します。

平成27年3月16日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

県指定無形文化財「木工芸」の保持者認定解除について

平成27年3月16日
文化財課

平成27年1月19日に、鳥取県指定無形文化財「木工芸」の保持者である森脇信夫氏（平成20年12月19日認定）が亡くなりました。

よって、鳥取県文化財保護条例第20条第6項の規定に基づき、県指定における保持者認定は解除されたものとし、平成27年2月27日付鳥取県教育委員会告示第4号で告示されました。

記

無形文化財		無形文化財の保持者		解除年月日
名称	要件	保持者の住所	保持者氏名	
木工芸	1 木工芸の技法のうち、指物・挽物・割物・木象嵌という多種の技法について、正確で高い技術を有している。 2 木材を指物によって組み合わせ、それを挽くという複合技法により、芸術上特に価値の高い制作を行っている。	米子市陽田町3-1	森脇信夫	平成27年1月19日

<参考>

- 第20条 県指定無形文化財が県指定無形文化財としての価値を失ったときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特殊の事由が生じたときは、教育委員会は、その認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 4 県指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 5 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、県指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。